

第56号議案

和解及び損害賠償の額を定める件

令和2年2月2日加東市岡本1564番地1加東市立東条第一体育館駐車場において発生した側溝蓋のグレーチングの跳ね上がりによる施設利用者所有車両の損壊等に係る損害賠償について和解し、その額を定めようとすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決を求める。

令和2年6月26日提出

加東市長 安田正義

記

1 和解の件

加東市立東条第一体育館駐車場の側溝蓋のグレーチングの跳ね上がりによる施設利用者所有車両の損壊等に係る損害賠償についての和解

2 損害賠償の額を定める件

損害賠償額 金1,769,239円

3 損害賠償の相手方

第56号議案 説明資料

1 損害賠償の原因

加東市立東条第一体育館の駐車場から通路に出ようとした際、駐車場と通路の間に掛けられていた側溝のグレーチングを被害者車両のタイヤが踏み、車両の重みでグレーチングが跳ね上がり、車両の底面ミッション部とその周辺を損傷した。また、運転者及び同乗者は急停車の弾みで車両内部に接触し、負傷した。

2 損害賠償の当事者

起因者 加東市

加東市長 安田正義

被害者

3 損害賠償の内訳

(1) 人身傷害賠償額 1,074,819円（ 氏、 氏の2名分）

(2) 物損賠償額 694,420円

1,769,239円

※なお、損害賠償額の全額を全国町村会総合賠償補償保険で対応（支払）



被害者車両の状態

(車両底面にグレーチングが刺さっている状況：運転席側より撮影)



(車両底面にグレーチングが刺さっている状況：運転席側より撮影)



(車両ミッション部が破損・オイル漏れ)



(車両底面部が損傷)

